

# 暴力団排除条例に関するQ & A

## Q1 なぜ暴力団排除条例が制定されたのですか？

平成22年末における全国の暴力団構成員数等については、78,600人を数え、前年比で-2,300人となっています。一方、平成22年末における県内の暴力団構成員数等については1,910人を把握し、前年比で+80人と増加する傾向にあります。

県内には、六代目山口組をはじめとして住吉会、稲川会系の各傘下組織があり、仙台市内等の繁華街・歓楽街を中心に資金源を求めてしのぎを削る状況にあります。

平成19年3月には、暴力団員によるけん銃発砲を伴う対立抗争事件が発生し、重傷者を出すなど、暴力団が県民に多大な恐怖と不安を与えている現状にある一方、仙台市青葉区立町地内における山口組系暴力団事務所使用差し止め訴訟に見られるように、住民の方々による暴力団追放運動がなされ、暴力団排除活動が活発化しています。

このような県内の情勢を踏まえ、暴力団排除の総合的な施策を推進するための条例を整備することにより、県民が一体となって「社会対暴力団」という認識を持ち、暴力団排除活動を推進して安全で平穏な県民生活を確保し、本県の社会経済活動の発展に寄与することを目的として暴力団排除条例が制定されました。

## Q2 暴力団排除条例の効果として、何がありますか？

暴力団排除条例の施行により

- 県、県民、事業者等の暴力団排除意識の高揚が図られること
- 青少年を含めた暴力団組織への人的供給の遮断が図られること
- 事業者の責務規定により県内事業者と暴力団員等の関係遮断が図られること
- 不動産賃貸や建設工事請負契約からの暴力団排除規定により、特に暴力団組事務所排除対策の推進が図られること
- 条例違反時の措置を定めることにより、条例の執行力の確保と暴力団への資金源遮断対策が図られること
- 暴力団側も事業者等の方に対し、密接な関係を求めることができなくなること等の効果があります。

## Q3 暴力団排除に向けて、事業者は何をすべきですか？

暴力団排除活動に重要なことの一つは、暴力団に対して資金を提供しないことです。

しかし、一部の悪質な事業者は、暴力団の威力を利用したり、暴力団へ資金の提供を行うなど、暴力団の活動を支えている状況にあります。

このため事業者の方には、その社会的責任の重さをご認識いただき、暴力団との関係を確実に遮断するため、暴力団排除条例の規定を遵守していただくと共に、各種契約等においては「**暴力団排除条項**」を明記した契約書に基づき、暴力団員等と事業契約を締結しないようお願いいたします。併せて、暴追センターや警察が推進する暴力団排除活動にもご協力をお願いします。

「**暴力団排除条項**」のモデル案については、トップページをご覧ください。

## Q4 事業者の中でも、特に不動産業・建設業者がすべきことは何ですか？

平成23年4月1日以降における不動産取引契約時の契約書には、契約の相手方が「その不動産について暴力団組事務所として使用しない」ことなどを明記した「**暴力団排除条項**」

を整備して下さい。この**整備がないまま契約をすると条例違反**となる場合があります。

**建設工事の請負契約を行う場合も同様**です。

いったん暴力団事務所が設置された場合、付近住民の方々が危険にさらされることとなります。

不動産業・建設業に携わる方は、暴力団組事務所の持つ危険性をご認識の上、暴力団組事務所を設置・開設させないことや建設しないことをお願いします。

#### **Q5 暴力団排除条例に違反するとどうなりますか。**

暴力団排除条例第20条の規定に基づき、公安委員会（警察）は、関係者の方に対し、必要な限度で報告又は資料の提出を求めます。これにより、暴力団排除条例の規定を遵守しておらず、暴力団排除活動に支障を生じていると認められた場合は、違反者に対して必要な措置を講ずるように勧告します。

この他、正当な理由が無く、報告又は資料の提出を拒み、又は正当な理由が無く勧告に従わない場合は、その関係者を公表することになります。

#### **Q6 暴力団排除条例にいう「金品等」とは何ですか？**

本条各号の「金品等」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを**受ける者にとって財産的な利得がある一切のもの**をいいます。

#### **Q7 16条3号の「相当の対償なくして」とは何ですか？**

「相当の対償」とは、社会通念上妥当といえる程度の対価をいいます。例えば、1万円相当の物品を1万円札と引き替えることは相当の対償となります。

「相当の対償なくして」ということは、**社会通念上妥当といえる程度の対価でない**ということになります。例えば、無償で金品を提供することや、高価な物品を格安で販売することなどをいいます。

このような取引は暴力団員の利益となります。暴力団側に利益となる金品の提供を禁止することを目的として規定しています。